

会員各位

株式会社ベイシアスポーツクラブ

ベイシアスポーツクラブ会員規約一部改正について

いつもベイシアスポーツクラブをご利用いただき誠にありがとうございます。
2024年8月1日(木)より、下記の通り会員規約を一部改正させていただきます。
ご確認いただけますよう謹んでお願い申し上げます。

記

新旧対照表

現行	改正後
	改定日2024年8月1日
(入会資格) 第4条 1～5【略】	(入会資格) 第4条 1～5【略】 6.会員は、健康管理等を自ら行うことができ、健康状態を理由とする当施設の利用に支障がなく、当施設を安全に利用できることを保証します。また、会員は自らのかかりつけ医師により、当施設等による運動を禁止されていないことを誓約します。
(会員の除名) 第9条 会員は次の各号に該当する場合、その会員を当施設から除名することがあります。この場合、速やかに会員証を返還していただきます。 (1)当施設の会則及び諸規則に違反した場合。 (2)諸会費及び諸費用の支払いを怠った場合。 (3)その他、会員としてふさわしくないと認めた場合。 (4)運営上支障をきたす場合。	(会員の除名) 第9条 会員は次の各号に該当する場合、その会員を当施設から除名することがあります。この場合、速やかに会員証を返還していただきます。 (1)当施設の会則及び諸規則に違反した場合。 (2)諸会費及び諸費用の支払いを怠った場合。 (3)その他、会員としてふさわしくないと認めた場合。 (4)運営上支障をきたす場合。 (5)当施設より会員に対して、禁止事項に該当する行為につき、その是正を求めても改善が見られない場合。

以上